

**資源循環型里山林整備事業補助金
補助対象者募集要領**

令和5年6月

三田市まちの再生部

里山のまちづくり課

資源循環型里山林整備事業補助金補助対象者募集要領

1 事業の目的

薪や炭などを採取する場として利用されてきた里山が、生活様式の変化等により利用されなくなり、里山が放置された結果、周辺の住環境や景観、動植物の生息環境に悪影響を及ぼしています。市では、木竹材などの自然の恵みが持続的に循環して維持・形成されてきた里山の再生をめざすため、資源循環型里山林整備のモデル事業として、里山林整備と整備で伐採した木竹の循環利用に取り組む方を支援する補助事業を実施します。

2 補助対象事業

市内の里山林を整備し、伐採した木竹を利用した製品の開発、製造及びその販売、普及啓発の取り組みとします。

(注) (1)、(2)いずれかのみの実施では補助対象となりません。

(1) 里山林整備事業

- ・市内の里山林を合計500㎡以上整備する。
- ・対象となる里山林は、1㎡あたり概ね5本以上の竹が生えている竹林又は概ね過去5年以上整備の行われていない里山林とします。
- ・里山林は多様な動植物が育つ明るい環境とするため、主に下草刈りや中低木の伐採などの整備、竹林の整備は竹の健全な発育を助けるため、概ね1.5㎡から2㎡に1本となるよう間伐を実施します。
- ・伐採した木竹のうち、循環利用事業に利用しない木竹は景観等に配慮し一定範囲に集積するか、里山林から持ち出して処分します。

(2) 循環利用事業

- ・里山林整備事業で伐採した木竹を循環資源として利用する製品の開発、製造を行うとともに、木竹の継続的な利用や利用の拡大を図るため、その販売、普及啓発を実施します。

3 補助対象者

里山林整備事業により伐採した木竹を循環資源として利用する者又は団体

4 補助対象経費

対象となる経費は、里山林の整備に係る経費及び木竹を循環資源として利用する製

品の開発、製造、その販売、普及啓発に係る経費のうち、事業に直接関与する者の人件費、交通費、事務用品費、燃料費、運搬費、委託費、機材等の借上料などが対象となります。

また、循環利用事業に利用しない木竹を、里山林整備後の里山林を良好な状態に保つことを目的として、獣害柵や土止柵の作製に活用したり、木竹をチップ化し防草目的で散布したりする取り組みを実施する場合は、その取り組みに係る経費についても補助金の対象経費に含みます。

※詳しくは、交付要綱第3条及び別表第3をご確認ください。

【補助対象経費に係る留意点】

※補助対象事業は、令和6年3月15日（金）までに、里山林整備事業を完了し、循環利用事業において製造した製品の販売、普及啓発ができたものに限ります。

5 補助率・補助上限額

補助率	補助上限額
1 / 2	150万円

6 補助対象者の募集

(1) 募集スケジュール

周知期間 令和5年6月1日（木）から

受付期間 令和5年6月14日（水）から7月14日（金）まで

※17時30分まで（必着）

(2) 申請方法

次の書類を三田市まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 里山のまちづくり課（市役所本庁舎5階）に持参または郵送、電子メールで申請してください。

申請書類一覧

書類名		備考
1	資源循環型里山林整備事業補助金 交付希望届	(様式第1号)
2	資源循環型里山林整備事業計画書	(様式第2号) 里山林整備事業の実施予定地・予定面積、 循環利用事業の詳細、事業の将来目標など について記載してください。
3	土地の使用承諾書	(様式第3号) 自己所有地以外で里山林整備事業を実施す る場合は、土地所有者から使用に係る承諾 を得てください。
4	収支予算書	(様式第4号) それぞれの科目ごとに、その積算基礎を明 らかにし別紙として添付してください。
5	誓約書	(様式第5号)
6	その他添付書類	<p>【申請者が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しを添付 <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記謄本設立・設置届出書の写し <p>【申請者が任意団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の住民票の写し ・団体の規約・定款等 <p>事業計画の内容に応じて、その他書類の提 出を求めることがあります。</p>

※提出書類は、三田市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 資源循環型里山林整備事業計画書（様式第2号）の記載について

① 里山林整備事業の実施予定面積・実施予定地

- ・里山林整備事業の実施予定面積は500㎡以上とし、複数の里山林の合計面積も可とします。
- ・自己所有地以外で里山林整備事業を実施する場合は、土地所有者から使用に係る承諾を得てください。

※「土地の使用承諾書」（様式第3号）を添付してください。

② 循環利用事業に利用しない木竹を里山林の良好な管理を目的として有効活用する取り組み

- ・循環利用事業に利用しない木竹を、里山林整備後の里山林を良好な状態に保つことを目的として、獣害柵や土止柵の作製資材として活用したり、木竹をチップ化し防草目的で散布したりする取り組みを実施する場合は、その取り組み方法を記載してください。

③循環利用事業の詳細

- ・循環利用事業の内容（製品開発、製造、その販売、普及啓発の手法など）、製造に使用する木竹の予定量、製品の製造予定量などを記載してください。
- ・複数の取り組みを実施することも可能です。

③ 事業の将来目標

- ・補助事業終了後の木竹の循環利用の継続、普及拡大の方法について記載してください。

(4) 質疑・応答について

事業計画書等の作成について、質問がある場合は、質問書（別紙1）に内容を簡潔に記載し提出して下さい。

① 提出方法 質問書により、令和5年6月9日（金）までに、里山のまちづくり課へファックス又は電子メールにより提出してください。なお、行き違いを防ぐため、送信後その旨を電話連絡してください。

② 回答方法 質問受付後速やかに、三田市ホームページに掲載します。

(5) 留意事項

- ① 提出された書類の返却は行いません。
- ② 補助対象者として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。
- ③ 参加資格要件を満たしていない場合や、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

7 補助対象者の決定

提出された事業計画書等を下記選考基準に基づき総合的に判断し、選考会において決定します。選考会の開催及び選考結果（可・否）の通知は、8月中旬を予定しています。

《選考基準》

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト
		判断基準	
里山林整備事業	実施予定地、予定面積	実施予定地や予定面積が適切に定められているか。	5点
	資材等有効利用	循環利用事業に利用する以外の木竹の有効利用法が示されているか。	5点
循環利用事業	事業の有効性	提案の内容が、本事業の目的に沿った内容となっているか。	10点
	発展普及性	提案の内容が、木竹の循環利用の普及拡大につながる内容となっているか。	10点
	継続性	提案の内容が、事業完了後も継続実施できる内容となっているか。	10点
全般	経費の妥当性	経費の積算が事業内容に対して適切か	10点

8 事業実施

補助対象者として決定された者又は団体は、速やかに交付申請を行い、交付決定後、事業に着手してください。

【問い合わせ及び各書類の提出先】

三田市 まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 里山のまちづくり課

〒669-1595 三田市三輪二丁目1番1号

TEL 079-559-5226 / FAX079-563-3359

Email satoyama_machi@city.sanda.lg.jp

(別紙1)

質 問 書

三田市役所 里山のまちづくり課 宛

(FAX) 079-563-3359 (Email) satoyama_machi@city.sanda.lg.jp

資源循環型里山林整備事業補助対象者募集に係る質問票	
1 日付	令和 年 月 日
2 質問者名	
3 電話番号・FAX 番号	
4 電子メールアドレス	
5 質問内容	